

令和7年3月31日

入院患者様並びにご家族の皆様

医療法人至誠会 長岡保養園

### 入院時食事療養費変更のお知らせ

令和7年3月26日付けで厚生労働省より、食材費等の高騰による入院時食事療養費を令和7年4月より変更しますとの通知がありましたのでお知らせいたします。ご理解とご了承いただきますようお願いいたします。

変更点は以下のようになりますのでご参照ください。

変更日：令和7年4月1日

対象：本館3階・4階・南棟

入院時食事療養費の標準負担額

	令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日以 降
一般所得者 (指定難病患者の場合)	1食 490円 (1食 280円)	1食 510円 (1食 300円)
低所得Ⅱ 入院日数が90日以内	1食 230円	1食 240円
低所得Ⅱ 入院日数が90日超え	1食 180円	1食 190円
低所得Ⅰ 老齢福祉年金受給者等	1食 110円	1食 110円

◆全医療機関共通です。

◆平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者様は、1食あたり260円となります。

<お問合せ先・担当>

長岡保養園 医事課

TEL：0258-32-4040